

月次総会議事録

令和8年（第5回）加古川市農業委員会月次総会
令和8年5月26日（火）

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

欠席

4 道清 真有子 14 柳 晴久

事務局

局長	福井 大介	次長	中村 浩孝
農政企画担当副課長	寺田 卓史	主査	橋本 英

農林水産課

農政係長	中村 匡希		
農政係 主事	原田 遼太	書記	甲斐 彩香

現地調査（西地区）

5月19日（火） 午前9時10分から

丸山副会長、都倉農政委員長代理、井相田委員、藤原委員 事務局2名

現地調査（西地区）

5月19日（火） 午後2時から

丸山副会長、都倉農政委員長代理、東田委員、橋本委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午前10時33分

議長 ただ今より、令和8年第5回の月次総会を開催いたします。
本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 17名
本日の出席委員数 15名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、5番 東田 富能 委員、7番 橋本 未弘 委員、両名よろしく願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第14号を議題といたします。議案第14号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

2 東神吉町升田 []、[] 平米。[]さんから、株式会社 []へ。太陽光発電施設用地。隣接同意不添付、疎明書添付。

3 東神吉町升田 []、[] 平米。[]さんから、株式会社 []へ。太陽光発電施設用地。隣接同意不添付、疎明書添付。

この案件につきましては、令和8年2月月次総会においてご審議いただい

ています。その際、隣接農地への進入路の確保ができていない状況であったため、引き続き事業者が合意に向けて協議していくことが適当として、月次総会では保留となっております。

転用事業者からは、隣接農地の進入路については[]の東側に通路を作ることではまとまったものの、草刈を必ず年5回以上行うことなどの新しい条件がだされ完全な同意を得るまでには至っていないとの疎明書の提出がありました。

事務局としては、申請者が隣接者と誠意をもって交渉を行い、具体的な進展があったことを鑑み、再度お諮りしたいと考えております。以上です。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第14号について、ご意見を承ります。

長井委員 議席番号13番 長井です。この議案については、4月にも報告があり、その時は全然進展がないとのことだったが、この度、進展があったということですか。

議長 事務局、補足説明はありますか。

事務局 先月までは、申請の代理人からは交渉状況を口頭では聞いていたが、その内容での疎明書の提出には至っていなかったため、保留とさせていただきます。この度、疎明書の提出があったため、再度お諮りした次第です。

議長 ほかにご意見ございますか。

意見なし

議長 ほかにご意見がないようですので、議案第14号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第14号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第38号を議題といたします。
議案第38号について、事務局の議案説明及び朗読を願います。

事務局 議案書2ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地

法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

2 西神吉町西村■■■、外1筆、計■■■平米。■■■さんから、■■■株式会社へ。蓄電池施設用地。疎明書添付。

この案件につきましては、令和8年4月月次総会においてご審議いただいています。その際、隣接農地所有者及び地元水利組合との同意が得られておらず、引き続き事業者が合意に向けて協議していくことが適当として、月次総会では保留となっております。

その後、事業者側から進捗についての報告はありません。地元への説明が不十分な段階では、許可・不許可の意見をまとめるのは難しく、保留が適当と考えています。以上です。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第38号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 さきほど事務局から説明のあったとおり、本件については、転用事業者に対し地元住民への丁寧な説明を求めているところですので、現時点で農業委員会の意見をまとめることは難しいため、採決を行わず、引き続き保留としたいと思います。異議ございませんか。

異議なし

議長 では、議案第38号については保留といたします。

議長 次に、議案第45号を議題といたします。
議案第45号について、事務局の議案説明及び朗読を願います。

事務局 議案書3ページ、審議参考資料1ページをご覧ください。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 加古川町大野■■■、■■■平米。■■■さんから、■■■さんへ。新設農家。

2 神野町神野 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。

3 山手一丁目 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。

4 山手一丁目 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。

議案書 4 ページをご覧ください。

5 平岡町中野 []、[] 平米。[] さん 外 1 名から、[] さんへ。使用貸借権設定。

6 平岡町中野 []、[] 平米。[] さん 外 1 名から、[] さんへ。

7 平岡町中野 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。

8 平岡町中野 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。使用貸借権設定。

議案書 5 ページをご覧ください。

9 平荘町一本松 []、外 5 筆、計 [] 平米。[] さんから、[] さんへ。

10 上荘町小野 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。新設農家。

11 上荘町葉栗 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。新設農家。

議案書 6 ページをご覧ください。

12 西神吉町宮前 []、外 3 筆、計 [] 平米。[] さんから、農事組合法人 [] 営農へ。農地所有適格法人。

13 西神吉町宮前 []、外 1 筆、計 [] 平米。[] さんから、農事組合法人 [] 営農へ。農地所有適格法人。

14 志方町志方町 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。

議案書 7 ページをご覧ください。

15 志方町原 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。

16 志方町原 []、外 1 筆、計 [] 平米。[] さんから、[] さんへ。

17 志方町成井 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。

以上の案件につきまして、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

また、新設農家 3 件については、地元委員による現地調査及び営農計画を

確認の結果、問題ないとの判断があったため、新設農家の聞き取り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～5ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第45号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第45号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第45号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第46号を議題といたします。

議案第46号の21件については、4月11日から5月11日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第47号を議題といたします。

議案第47号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書15ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 野口町水足[]、[]平米。[]さんから、株式会社[]へ。太陽光発電施設用地。疎明書添付。

2 野口町水足[]、[]平米。[]さんから、[]

株式会社へ。露天駐車場用地。

3 八幡町上西条[]、[]平米。[]さんから、[]さん 外1名へ。住宅用地。

4 平荘町小畑[]、外2筆、計[]平米。[]さん 外1名から、[]さんへ。貸露天資材置場用地。

5 東神吉町升田[]、[]平米。[]さんから、[]株式会社へ。露天駐車場用地。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料6～7ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から3番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年5月19日、調査者は、丸山副会長、都倉農政委員長代理、橋本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第47号の1番。申請の土地の位置は水足の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が田、南が田、北が道路となっており、隣接農地に影響はありません。

議案第47号の2番。申請の土地の位置は水足の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が田、北が道路となっており、隣接農地に影響はありません。以上2件の地元立会委員は、乾推進委員でした。

議案第47号の3番。申請の土地の位置は上西条の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が分筆田、北が宅地となっており、隣接農地に影響はありません。地元立会委員は、馬田委員、前田委員、八代醜推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4番から5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

井相田委員 議席番号3番 井相田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年5月19日、調査者は、丸山副会長、都倉農政委員長代理、藤原委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第47号の4番。申請の土地の位置は小畑の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が宅地、南が道路、北が宅地となっており、隣接

農地はありません。地元立会委員は、来田推進委員でした。

議案第47号の5番。申請の土地の位置は升田の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が宅地、南が田、北が水路となっており、隣接農地に影響はありません。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、1番の案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。議案第47号の1番について、一部の隣接農地所有者の同意書の添付がなく、疎明書が提出されている件について、5月19日火曜日に、丸山副会長、都倉農政委員長代理、乾推進委員と私、事務局2名の合計6名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

はじめに、同意書に押印のなかった水足[]の隣接農地所有者の[]さんについては、すでにお亡くなりになっているとのことで、関係者の方もお出席されませんでした。

次に、転用事業者から聞き取りを行いました。同意書が添付されていない理由について、所有者がお亡くなりになっており、ご近所に聞き込みをしてもご親族等は把握できなかったとのことです。また、地元団体とは説明の上同意を得ています。

以上で聞き取り調査の報告を終わります。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第47号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第47号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第47号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第48号を議題といたします。

議案第48号の13件については、4月11日から5月11日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第49号を議題といたします。

議案第49号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書21ページ、審議参考資料8ページをご覧ください。

恐れ入りますが、議案の訂正をお願いいたします。議案第49号のうち、4番につきましては、5月22日付けで取下書の提出がありましたので、議案から削除願います。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明をお願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第49号 非農地証明願承認のこと。

1 平荘町一本松■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和25年頃より。

2 東神吉町出河原■■■■、■■■■平米。■■■■さん 外1名、昭和45年頃より。

3 西神吉町大国■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成11年頃より。

5 志方町廣尾■■■■、外3筆、計■■■■平米。■■■■さん、昭和50年頃より。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料8ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

藤原委員 議席番号9番 藤原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年5月19日、調査者は、丸山副会長、都倉農政委員長代理、井相田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第49号の1番。申請の土地の位置は一本松の北。申請地の現況は山林となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、来田推進委員でした。

議案第49号の2番。申請の土地の位置は出河原の南。申請地の現況は雑

種地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

議案第49号の3番。申請の土地の位置は大国の北東。申請地の現況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、増田推進委員でした。

議案第49号の5番。申請の土地の位置は廣尾の東。申請地の現況は宅地及び道路となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、安本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第49号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第49号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第49号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第50号を議題といたします。

議案第50号の5件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第51号を議題といたします。

議案第51号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書25ページをご覧ください。この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人 ひょうご農林機構が農用地利用集積等促進計画を定めようとするもので、その計画案を策定するにあたり、同機構加古川農地管理事務所から農業委員会の意見を求められたものです。

それでは議案をご説明いたします。今回の議案は、西神吉町宮前地区において、合計9筆、5,324平米をひょうご農林機構が借り受け、担い手へ転貸しようとするものです。なお、権利設定の期間は、公告日から令和19年12月31日までとなっています。

権利の設定を受ける借受者については、認定農業者などであって、地域内

の農業を担う者として地域計画における目標地図に位置付けられています。以上のことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号並びに第3号に規定する、すべて耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第51号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第51号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第51号について、農業委員会として問題ないものとして、公益社団法人ひょうご農林機構 加古川農地管理事務所長に回答することに決定いたします。

議長 次に、議案第52号を議題といたします。
議案第52号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書26ページをご覧ください。この議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づき作成された地域計画について、その計画の一部を変更しようとするもので、同条第6項の規定により加古川市長から意見を聴かれたものです。

変更する内容については、わずかな区域の農地転用を行うため地域計画の区域から外すもの、及び、担い手となる耕作者を新たに設定するもので、計画全体への影響は限定的なものです。

また、当該地区の農業団体長の同意を得ており、地元委員に意見聴取したところ支障がないとの回答があったことから、加古川市農業委員会農地法事務に関する専決処理規程第2条第2項の規定により、会長専決により令和8年4月24日付で市長へその旨を回答したことを報告いたします。以上です。

議長 議案第52号については報告議案ですので、以上といたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第53号を議題といたします。

議案第53号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の甲斐と申します。よろしくお願いいたします。はじめに、議案の修正をお願いいたします。修正箇所は、28ページと29ページに記載の申請者住所です。修正前は「加古川市上荘町井ノ口■■■■」となっていますが、「加古川市神野町日岡苑■■■■」に修正をお願いいたします。

それでは農業経営改善計画の認定制度について、ご説明いたします。この認定制度は、効率的・安定的な農業経営体を目指して、農業経営を改善しようとする農業者が、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善のための計画書を作成の上、市に申請し、市は同条第5項に基づいて、その計画を認定しようとするものです。

つきましては、農業委員会のご意見を賜りたく、今回の委員会に上程させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議案についてご説明いたします。

議案第53号農業経営改善計画の認定について意見を求めること。

議案28ページ及び審議参考資料の9、10ページをご覧ください。

農業経営改善計画の概要についてご説明いたします。申請者の住所は、加古川市神野町日岡苑■■■■。申請者は、■■■■様です。■■■■

■様は、平成31年2月1日から令和5年8月25日まで認定新規就農者として認定されておりました。このたび認定期間が終了し、新たに認定農業者となるため農業経営改善計画認定申請書を提出されております。

続きまして、議案29ページをご覧ください。①農業経営体の営農活動の現状及び目標について、現状の営農類型は施設野菜、目標とする営農類型は複合経営です。②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標についてですが、施設イチゴの現状は、作付面積25a、生産量10tで、目標は、作付面積25a、生産量10tです。施設マンゴーの現状は、作付面積0aで、目標は、作付面積10a、生産量800kgです。

続きまして、議案30ページをご覧ください。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について、現状、イチゴ栽培のみを行っていますが、既存のハウスのままでは、異常気象もあり高い目標も持つと超えられないため近いうちに環境を整える必要があると考えられています。目標は、最低でも温度や湿度などが高精度で分かるようにすること、ハウス設備の自動化、ハウス内の高温、低温対策などを優先順位を付けて行っていくことです。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、現状、いちご栽培のみでなんとか生活ができていますが、こんなにも酷暑が続き、例年通りの収穫量がとれるのかという危惧があります。そのため既存ハウスの対策はもちろ

ん行いますが、栽培する作物を増やし一年中収穫出来るようにしていかなれます。また、直売所だけではなく規格外品などを使用する農家レストランを建設し、新たな収入源を作りリスク管理を行っていかれます。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について、現状、家族と今年からアルバイトの方が数名ですが、家族もいつまで現役で働けるか分からないため、できる限り早い段階で家族と同じ仕事を覚えていただく正社員含め従業員を4～5人程度募集していければと考えられています。今後は、仕事の効率化にも力を注いでいかなれます。最後に⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について、現状、いちご施設のある農地以外で草刈りなどの管理を行う人手が不足していることに悩んでおり、従業員には刃の付いた草刈り機は危険な為、リスク管理を徹底するためにもロボット草刈り機やラジコン草刈り機を導入して人手不足の解消を目指したいと考えられています。

以上で説明を終わります。なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

井相田委員 議席番号3番 井相田です。■■■■■さんの農業経営改善計画について、令和8年5月19日、市役所農業委員室にて、丸山副会長、都倉農政委員長代理と私、また農業委員会事務局4名及び農林水産課職員2名の同席のもと、ヒアリングを行いましたので、その概要を報告いたします。

■■■さんは、平成31年2月に認定新規就農者となり、イチゴを栽培されています。これまで順調に経営されていますが、最近の酷暑の影響による収穫量減少への懸念や、夏の間の収入がなくなってしまうという課題があるため、今後は、収穫量を確保するためにイチゴの栽培環境を整えるとともに、新しくマンゴーを栽培することで、経営の安定化を図りたいとのことでした。

マンゴーについては、関東で研修を受け、栽培方法を検討されるなど、準備を進められているとのことでした。収穫期が重ならないような作物を考えるなど、収益増に向けて計画されており、適正な計画と思われます。

以上、よろしくご審議ください。

議長 農林水産課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第53号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第53号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第53号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午前11時18分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和8年5月26日

署名委員(5番)

署名委員(7番)